## 1. 開会

## 松本会長

それでは、定刻より少し早いのですが、予定しておりました委員の方々は全員集まっているようですので、ただいまより「令和4年度第7回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。

開催に当たって、事務局より委員の出欠状況について報告してください。

### 木場補佐

本日は委員総数 15 名のうち、14 名の委員にご出席いただいており、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

# 2. 会長挨拶 松本会長

はい、ありがとうございます。

改めまして、皆様こんにちは。

本日も大変お忙しい中、第7回審議会にご出席いただきまして、誠に ありがとうございます。

本日は、本年度最後の審議会となる予定ですので、よろしくお願いい たします。

なお、「(2)令和4年度の事業場視察の評価、今後のあり方等について」の議題以降は、事業場視察等2社に関する事業経営上のノウハウなども含めて議論することとなりますので、長崎地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項ただし書の規定に基づき「非公開」の取扱いといたしますが、今日傍聴人はいらっしゃらないですね。

議題2以降は非公表、非公開となっております。

では、最初に、事務局から本日の資料の説明をお願いいたします。

### 平野室長

はい、それでは資料等の説明をいたします。

お配りしております資料の1ページ、資料番号1には、令和4年11月に長崎労働局で作成しました長崎県の最低賃金の広報用のリーフレットを添付しております。

このリーフレットは10,000部作成しまして、長崎県や県内地方公共団体、及び産業別の関係団体等へ配布して広報依頼を行うとともに、労働局、労働基準監督署、ハローワークでの説明会等でも配布しております。続きまして、資料の3ページ、資料番号2には「業務改善助成金通常コースのご案内」のリーフレットを添付しております。

「業務改善助成金通常コース」は、令和4年12月に、助成上限額の引上げ、助成対象経費の拡充、対象事業場の拡大など中小企業・小規模事業者が利用しやすくなるように改定がなされております。

資料番号の5ページ、資料3に厚生労働省のホームページに開設されました「賃金引上げ特設ページ」を紹介する広報用のリーフレットを添付しています。

ホームページには、賃金引上げに関する企業の好取組事例、平均的な賃金額の検索機能及び賃金引上げに向けた支援策が掲載されています。

長崎労働局、労働基準監督署においては、各種会議や説明会等の機会 を捉えて、リーフレットを用いた賃金引上げに関する積極的な情報発信 に努めることとしております。

続きまして、資料の7ページ、資料番号4には「令和4年度審議会実績」を添付しております。

それから、番号は付けておりませんが、賃金室にて独自に作成しました「長崎県の賃金事情」をお配りしております。

この長崎県の賃金事情は、長崎労働局のホームページにも掲載しています。

資料についての説明は、以上です。

松本会長

ただ今、事務局から資料等についての説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

各委員

<質問なし>

松本会長

この後、読まれてまた後ですね。よろしいでしょうか。

## 3. 議題

それでは、議題に入ります。

最初の議題は、「令和5年度長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

平野室長

それでは、令和5年度長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明につ

きまして、説明いたします。

改正の申出を行う業種につきましては、審議会における年間スケジュールの調整等の必要性から、概ね年度末を目途に、その意向の有無を確認し、その際、局長に申出の意向表明があったものにつきましては、審議会に対して報告を行うこととなっております。

皆様のお手元にお配りしています資料の9ページ、資料番号5の「令和5年度の長崎県特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明」をご覧ください。

この資料は、3業種それぞれの意向表明につきまして、一覧表に取りまとめたものです。

令和5年度の意向表明につきましては、令和5年2月1日に基幹労連 長崎県本部から「はん用機械等製造業」、「船舶等製造業」について、電機 連合西九州地方協議会から「電子部品等製造業」について、それぞれなさ れております。

また、資料の11ページ以降、資料番号6から8には、3業種それぞれの意向表明の文書を添付しておりますので、確認をお願いいたします。

具体的な改正の申出時期につきましては、3業種とも、7月上旬となっておりますことから、令和5年度においても、7月以降の本審におきまして、改正の必要性の有無など、具体的な審議を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

今回表明されております3業種の内、はん用機械器具等製造業、及び船舶等製造業につきましては、「労働協約ケース」ですので、当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の者に適用されていること、電子部品等製造業につきましては、「公正競争ケース」ですので、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の者の合意による申出であることが、要件となります。

適用使用者数と適用労働者数につきましては、総務省の事業所・企業の統計調査、いわゆる「経済センサス」の最新の結果に基づくこととされておりまして、令和元年度から使用しています平成28年経済センサスのデータを基に、その後、直近までの事業所の廃止などの状況を把握しまして、適用使用者数、適用労働者数の増減を算定して、令和4年12月1日現在で算出しております。

3業種の適用労働者数につきましては、9ページの資料番号5に示しておりますが、はん用機械は6,625人、電子部品は6,561人、船舶は7,447人となっております。

この労働者数に対しまして、それぞれ3分の1以上を満たしているか否かを判断することとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

## 松本会長

ただ今、事務局から「長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明について」の説明がありましたが、この説明に関しまして、ご質問、ご意見等があるでしょうか。

あればどうぞ。

各委員

<質問等なし>

松本会長

ございませんか。

現段階ではまだ意向表明ですので、具体的な申し出が7月になされて、 労働局によって、それが受理された後、この審議会に諮るという運びに なります。

質問がないようですので、次の議題に行きたいと思います。

(2)令和4年度の事業 場視察の評価、今後の あり方等に

ついて

(以下、非公開)